

第二百六十九号議案

東京都中央卸売市場条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和七年十二月二日

提出者 東京都知事 小池百合子

東京都中央卸売市場条例の一部を改正する条例

東京都中央卸売市場条例（昭和四十六年東京都条例第百四十四号）の一部を次のように改正する。  
第二十条の次に第一条を加える。

（食品等持続的供給法に係る公表）

第二十条の二 知事は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を公表するものとする。

一 市場の取扱品目のうち食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号。以下「食品等持続的供給法」という。）第四十二条第一項に規定する指定飲食料品等

二 前号に掲げる指定飲食料品等の食品等持続的供給法第四十二条第一項第一号に規定する指標

三 食品等持続的供給法第三十六条各号に掲げる措置の内容

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（提案理由）

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（令和七年法律第六十九号）の

施行による卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）の改正に伴い、卸売市場において取り扱う指定飲食料品等の公表に係る規定を設けるほか、所要の改正を行う必要がある。